

IMAGINE KANAZAWA 2030 パートナーズ 会則

(名 称)

第1条 本会は、「IMAGINE KANAZAWA 2030 パートナーズ」（以下「パートナーズ」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、金沢SDGs「5つの方向性」実現を目指す企業、団体及び個人が、会員同士の活発な交流を通じたパートナーシップにより、金沢ミライシナリオを实践することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 会員の活動内容の発信及び共有に関する事項
- (2) 社会課題等の解決をもたらすコレクティブインパクトの創出に関する事項
- (3) 金沢ミライシナリオの普及・啓発に関する事項

(会 員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、本会則を順守するとともに、石川県内に事務所等を有し、県内において事業活動を行う企業、団体（法人格の有無は問わない）、個人の会員をもって組織する。

2 本会への入会を希望する者は、入会申込書を提出し、審査を経て承認されることで、会員となる。

3 会員は、退会の意思を記した書面の提出により、退会することができる。

4 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、除名することができる。

- (1) 本会則に違反し又は本会の信用を著しく害したとき
- (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) 事務局による会員継続意思調査において継続の意思が示されなかったとき
- (5) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(運 営)

第5条 会費は無料とする。

(事務局)

第6条 本会の事務は、IMAGINE KANAZAWA 2030 推進会議事務局が執り行う。

(会則の改正)

第7条 会則の改正を行う場合には、あらかじめ会員に告知するものとし、改正をもって、その効力は全会員に及ぶものとする。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この会則は、令和2年7月21日より施行する。

附 則 (令和7年3月27日決裁)

- 1 この会則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は施行日より適用し、施行前の会員については、なお従前の例による。